

ふるさとだより

2021年12月

社会福祉法人 聖フランシスコ会



ふるさとの家

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

[郵便振替 00930-2-50858]

E-mail: cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp

ふるさとの家を支援して下さる皆様へ

もうすぐキリストの誕生日をお祝いするクリスマスです。世界中がコロナ禍の不安の中で迎えた待降節ですが、今あらためてイエス様の言われた「いちばん重要な掟」を思い起こしましょう。(マルコ12:28-34)

死刑にされる少し前に、イエス様は律法学者からこんな質問を受けました。「すべての掟のうち、第一のものはどれか」イエス様の返事はこうでした。「聞け、イスラエルよ。私たちの神、主は唯一の主である。心の底から、自分のすべてをかけ、判断力を駆使して、力のかぎり、あなたの神、主を大切にせよ。第2はこれである。あなたの隣人を、自分自身のように大切にせよ」律法学者はよく理解したようですが、イエス様は「あなたは神の国から遠くない」と言われただけです。

理解するだけでは足りない。それを生活の中で実現することが神の国に入るのに必要です。

神を大切にすることと隣人を自分自身のように大切にすること。このふたつは切り離すことはできない。それは祈るためにあわせた手、人を助けるために使う同じ手です。自分がないものは他人に与えることができない。自分の中であふれる井戸から水をくむと他人の渇きも満たされる。これらを理解する人は神の国から遠く離れていない。その人は聖霊の知恵である愛をもっています。

神と隣人を大切にする。イエス様はご自分のメッセージをこの2つにまとめました。それらは電車が走る線路の2本のレールです。片方を切り離すと電車が脱線してしまう。隣人とはいちばん弱い立場の人です。隣人に手を差し伸べ助けて下さる支援者の皆さんはまさにそれを実行しています。キリストの言葉は皆さんの心の中に生きています。

どうぞよいクリスマスと新年をお迎えください。

(文中の聖書の言葉は本田哲郎神父訳「小さくされた人々のための福音」から引用しました) ルカ ホルスティンク

神を愛し、隣人を愛する

神への愛と隣人愛は切っても離れない。これは同じコインの両面である。一方では隣人への愛がなければ神の国の民にもならない。

Love of God and love of neighbor are inseparable. They are two sides of the same coin. One cannot love God, and the commandment of love is not fulfilled.



24



11月に入っても半袖で過ごせる気候にびっくりしていましたが、月末には急に寒くなり、「体がついて行かれへんわ」とみな口々に嘆いています。

ハインリッヒ神父が設立したふるさとの家が高齢者支援施設から、野宿者支援も行うようになってから30年になります。当時はバブル崩壊で不況がおしよせた時期でした。藤原神父と本田神父を中心にフランシスコ会の理念である「小さくされた人々のため」にどう活動すべきかを何度も何度も話し合いました。高齢や失業で野宿を強いられた人が役所に相談に行くも「働け」「若いからだめ」と追い返されるのが当たり前の時代でした。地域内でもその人達を「怠け者」などと言うなどこの地域の差別偏見はひどいものでした。

30年たって、行政の対応、野宿者や労働者を取り巻く状況、町の様子もおじさんたちの顔ぶれも大きく変化しました。シェルターができ、高齢者就労も始まりました。生活保護も受けやすくなり、病院にも行けて、介護保険も使え、暮らせるようになりました。これは当時、働き盛りの50代の労働者を中心に野宿に追いやられた人たちが行政に対して声を上げ、国に現状を訴えて裁判を起こすなど当事者の闘いが、徐々に門戸を開かせたのです。今、その時代を築いた先輩たちが高齢化によりどんどん亡くなってさみしくなってきました。一方、この30年間、一般社会でも終身雇用はなくなり、非正規雇用が増え、年金は下がり続け、ひとり親家庭の貧困も広がり、またもやリーマンショックのような大きな不況、コロナによる失業者など、社会的弱者は一部の地域の人ではなく、社会全体のあちこちにも蔓延しています。私たちの使命は果たされつつあるように思えますが、また、新たな社会の問題と絡みあって続いていくのでしょうか。

つい先日、一番古い付き合いでお世話になっている介護事業所の老人ホームに入ったNさん(93歳)がスタッフに見守られ亡くなりました。最初は在宅で訪問介護を受けていましたが、引っ越しを機に認知が始まりました。墓参りに久留米まで行きましたが、墓を見つけられずにさまよい帰れなくなりました。警察に保護された彼を会長さんが車で迎えに行ってくれたことなどもあり、居宅生活が無理になりました。ホームに入ってから一人で出かけては帰ってこれなくなったりで「散歩」「喫茶店」と言う彼をスタッフさんがマンツーマンで好きな所に連れて行ってくれました。そして89歳より識字をはじめ、文章を書けるほどになり、何歳になっても新しいことに挑戦できることを証明してくれました。コロナがはやる直前には、彼と同居している友達と男性スタッフ2人の計4人で二泊三日の旅行にも連れていってもらい、楽しんでいる写真も見せていただきました。90歳を過ぎて親類もいない人が多い中で、ヘルパーさんたちに愛され、守られ、旅立っていった姿を見て「家族がなくても孤独ではない」ことを見せてもらい、あらためてうれしく感じました。

たよりを編集している間にまた違うホームでMさんが亡くなりました。一週間ほど前調子が悪いからと会いに行った時は、比較的元気で回復するかに見えましたが残念です。この方もホームで看取られました。バイオリンなどの演奏などで葬送を行う素敵な式で、ホームのスタッフ、訪問介護のヘルパーさんがたくさん集まり、お棺に入りきれないくらいのいっぱいの花やメッセージで見送られました。





“個人情報”は誰のため？

嶋田 ミカ

私がふるさとの家でボランティアを始めて間もない頃、当時60歳代のAさんは、糖尿病と診断され、B病院に入院することになった。それほど重篤な状態ではなかったのに、血糖値が安定すれば出られるだろうと考えていた。しかし思ったより長引き、2か月余り過ぎたころ、ようやく退院の話が出た。お見舞いに行くたびに、「早く部屋に帰りたい、早く病院を出たい」と言っていた彼は大喜び。その笑顔を見て、私まで嬉しくなった。

その後10日以上過ぎても、Aさんから連絡がないので、病院に行ってみると、ベッドは空っぽ。退院したのかと思って看護師の詰め所で聞くと、しばらく待たされた後、「Aさんはお亡くなりになりました」と一言。「えっ!?!」頭が真っ白になった。「どうしてですか、退院できるほど回復してたのに?」と詰め寄る。「Aさんとどういうご関係ですか?」と聞かれ、支援者だと答えると「個人情報なので病状はご親族にしかお話できません」と繰り返すばかり。「死因だけでも教えてください」、と何度食い下がっても無駄だった。

こんなバカな、あんなに元気だったのに急死するなんて、医療ミスでもあったのではないか? 親族のいない者に対して、病院は何の説明責任もないのか? 死人に口なしだから? 無性に腹立たしく、悔しかった。

以来、個人情報の壁は年々高くなるばかりだ。入院患者の病状も転院先も“個人情報”。生死さえも教えてくれない。役所に転居先を聞いても“個人情報”、20年以上関わった人の行方さえ知ることができない。さらにコロナ禍で施設でも病院でもこの2年間面会はできない。様子を聞いても親族だけと突き放される。こうした個人情報重視によって、必要な支援が難しいこともある。

Cさんは、郷里で飲食店を経営していたが、バブル後借金を背負い、家族を残して西成に流れ着いた。アルミ缶と古本集めでしのいできたが、喘息が悪化し、10年前に生活保護を申請した。5年前、直腸がんで1kgの大腸を切除、人工肛門となった。以来、ほぼ寝たきりで、買い物や入浴も困難だったので、再三介護の申請を進めるが、まだ自分でできると拒否。一昨年ようやく介護を受け入れたが、今年に入ってD病院に入院。不吉な予感がしたので、面会したい、せめて病状だけでもと何度も問い合わせるが、叶わなかった。今月に入って転院し危篤だという噂を聞くが、行先が分からないので、問い合わせようもない。いつ訪ねてもしんどそうだったCさんの顔が、頭から離れない。

確かに個人情報の尊重は重要である。しかし同時に、関係者にとって不都合な事実の隠蔽や、支援を妨げるものであってはならないのではないだろうか。



楽しいおっちゃんたち



前々回の漫画が好評だったと勝手に解釈して、第2弾を描いてみました。楽しいことを提供してくれるおっちゃんたちに感謝です。おかげで、コロナ禍でも明るく過ごせます。

古賀詩子

コロナ禍のお墓参り

堀部敬子

2021年7月、ふるさとの家に九州より電話がかかりました。7年前に77才で亡くなり納骨堂に安置されているYさんの息子さんからでした(数十年前に別れられた)。

このコロナ禍、久しぶりに祖父母のお墓参りに行かれた時、「じいちゃん、ばあちゃんの声が聞こえたんです」と声を詰まらせ話されました。その足で父の生家に行くとYさんのお兄さんも「大阪に遺骨があるはず。Y家のお墓に入れてやりたい」と言うてくださったそうです。

その日から息子さんは、西成区役所、アパート、葬儀会社、斎場などに電話をかけ、捜されたそうです。

何しろ7年前の事、役所などの書類は5年で廃棄。あきらめて「ごめんな。骨見つけられなかった」と謝られたそうです。すると後日、役所より「ふるさとの家の納骨堂に遺骨がある」という知らせがあり、たどり着かれました。

このことで西成区のケースワーカーにお礼に行き、息子さんのお墓参りでの話をすると、「堀部さん、こっちにもおじいさんとおばあさんが来られたのかな(笑)」と。息子さんの電話を受け、常時数十人以上の担当をしている一人のワーカーが何か気になるなと思って、思い出し調べてくれたとその担当者を紹介してくれました。

Yさんは2000年にふるさとの家が手伝い生活保護を受け、たくさんの病気をかかえながらも静かに暮らされていました。時々町で出会うと、九州での話、色鉛筆で絵を描いている事、囲碁の事を話してくれました。



(Yさん作の絵)

2012年9月に駅の近くで、歩くのがやっとという弱っているYさんに出会い、「どうしたんですか」と声をかけると、「8月に大腸ガンの手術をした。今日は通院の帰りだ」と言われました。「ヘルパーさんは？」と聞くと、「あれはお金がかかるでしょう」とあきらめている様子でしたので、お金がかからないことを伝え、その日、すぐ介護会社に依頼しました。その後、少し遠い通院にはふるさとの家の車で送迎を手助けしました。

ドクターが「こんな風について来てくれる人がいたんですね」と言いました。Yさんは手術の時も家族の事は一切言わず、誰にも相談せず全て一人でされていました。そして余命が残り少ないことを告げられました。

ある日、部屋に呼ばれ「もらってほしい」とたくさんの絵を渡されました。私がいただくより息子さん娘さんに届けたいと思い、「私が手紙を書いていいですか？」と申し出ました。Yさんの現状と絵の事を書きま

した。Yさんが手紙を「出しておくわ」と言われ、その際「息子たちは頑張っていると思います、よくできたこどもたち。魚の絵が上手だった・・・」と初めてお子さんとことを話してくれました。

2014年7月12日に亡くなられ、部屋を片付けた時、私の書いた手紙が残されていました。たくさんの絵と身体障害者手帳、色えんぴつ、が処分しきれずにおいてありました。私がそれらを預かりました。よかった捨てなくて・・・。

「Yさんコロナが治ったらお迎えが来るよ。絵も渡せるよ。父さん、母さんの所に帰れるよ。そして何よりも、『目の前の人にやさしく、たくさんの思いを心の中に閉じ込めて、静かに生を終えられた姿』を伝えられます。

あきらめずに電話をかけ続けてくれた、あなたの息子さんのお手柄です。」

スタッフ・ボランティア紹介



宇田さん ふるさとの家の二階の利用者です。穏やかな方で今までも色々とお手伝いをお願いをしていました。9月より短時間ですがスタッフとして仲間に入っていただくことになりました。よろしくお願ひします。

小林さん 援助修道会のシスターです。8月に釜ヶ崎に来られ、9月、10月と週半分ほどボランティアに来て下さいました。11月からは仕事に就かれたために急がしくなりましたが、これからも仕事がお休みの土曜日に来てくれます。

重富さん 仁川教会の方です。火曜日のバザーに来もらっています。雨の日は色々な雑用もしてくれています。来た日はおじさんの利用するラーメン部屋でご飯をたべて利用者になっています。

緊急事態があけ、ボランティアさんが徐々に復活してくださっています。相談に来た人の付き添いなどを手伝ってくださる聖公会 古澤さん、火曜日バザーの被昇天のお母さん達や吉岡さん夫妻、ミシンがけ等をしてくれる前田さんなどなど。戻ってきてくれて「以前からこんなに助けてもらってたんやなあ」とつくづく実感しています。いつもちゃんと感謝しないとあかんなあと思いました。これからもお願ひします。

事務室より

☆ 2021 年度会計報告

(2021 年 4 月 1 日~2021 年 9 月 30 日)

単位：円

収 入 の 部		支 出 の 部	
寄付金	9,149,000	人件費	5,859,695
受取利息	434	活動費	2,501,536
雑収入	314,101	資金収支差額	1,102,304
合計	9,463,535	合計	9,463,535

雑収入：バザー売上 売電

人件費：常勤 2、非常勤 4

活動費：事業費（保健衛生費、教養娯楽費、水道光熱費等）

事務費（ボランティア交通費、通信費、消耗品費等）



★寄付金控除について

社会福祉法人聖フランシスコ会ふるさとの家への寄付金は所得税、相続税の寄付金控除や法人税の損金算入など税制上の特別措置が認められています。詳細は国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）でご覧いただけます。

※寄付金控除を受けるためには確定申告時に「領収書」が必要です。大切に保管していただくようお願いいたします。



ふるさとの家で必要なもの



特に不足しているもの

かみそり・ライター（共に使いきり用）・石けん・タオル

- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着（パンツ・シャツ、新品を）・靴下
- お菓子（誕生会に） ●お茶・コーヒー・クリーム・砂糖
- インスタントラーメン・割りばし ●レトルト食品・缶詰
- マスク・絆創膏（バンドエイド） ●雨具（カッパ・傘） ●洗剤（洗濯・食器用）
- 大きめの紙袋 ●アメニティグッズ（小石けん、シャワーキャップ）
- 運動靴(スニーカー24,5~26cm)、大きいカバン（ボストンバック・リュック）
- 毛布、寝袋（10月～3月の間のみ、きれいなもの。布団は使えません）、カイロ
- 消毒液（除菌用・手指用）、液体ハンドソープ

注意

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

布団、背広・コート・カッターシャツ、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。

その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。お願いばかりで申し訳ありませんが、**荷物に現金を入れないでください。**郵便振替でお願いします。

お知らせ 連帯して活動している、三角公園の勝ちとる会の炊き出しは再開しています。炊き出しへの物資は下記にお願いします。

三角公園の炊き出しで使うもの
米、調味料、日持ちのする野菜、乾物など

送り先 227-0004 大阪市西成区菘之茶屋3-1-9
TEL 06-6641-0069 愛徳姉妹会 藤野まで

*礼状が必要な時はふるさとの家にお送りください。

☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。宅急便などで荷物をお送りいただく際には、月曜から金曜の午前10時半～午後5時までに届くように、お願いします。

⑧